

仙台白百合女子大学  
ハラスメント防止・対策委員会規程

(目的)

- 第 1 条 この規程は仙台白百合女子大学運営組織規程第 15 条及びハラスメント防止・対策規程第 11 条に基づき、その構成、運営等について定める。
- 2 ハラスメントの案件が発生した場合には、別に定める「ハラスメント対応指針」に従って対処する。

(構成)

- 第 2 条 ハラスメント防止・対策委員会(以下、「防止・対策委員会」という)は次の委員をもって構成する。
- (1) 委員長  
(2) 学科の教員 各 1 名  
(3) 事務職員 2 名
- 2 委員長は学長が任命する。
- 3 防止・対策委員会委員の構成にあたっては、男女の比率等に配慮する。
- 4 第 1 項 (3) の委員は、学長が所属長の意見を参考にして委嘱する。
- 5 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(任務・運営)

- 第 3 条 防止・対策委員長は年度当初の定例会議に加え、必要に応じて委員会を招集する。
- 2 防止・対策委員長は次項に定める任務・運営に関し、その遂行状況を学長に報告する。
- 3 防止・対策委員長はハラスメント相談員を学長に推薦する。
- 4 防止・対策委員会は、次の事項について検討・審議を行う。
- (1) ハラスメント防止・対策規程の改訂に関する事項  
(2) ハラスメント防止・対策委員会規程の改訂に関する事項  
(3) ハラスメント対応指針の改訂に関する事項  
(4) その他、委員会が以下に示したハラスメント防止・対策上必要と認めた事項
- ①ハラスメント防止のための啓発活動に努めること。  
②ハラスメント防止に関する理解の増進を図ること。  
③ハラスメント防止のための研修等を企画・実施すること。  
④ハラスメントに関する相談に対して、ハラスメント相談先を紹介すること。  
⑤ハラスメント防止のための研修会等に参加すること。

(委員以外の出席)

- 第 4 条 防止・対策委員会が必要であると判断した場合は、第 2 条に掲げた構成員以外

の者に委員会への出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務)

第 5 条 防止・対策委員会の事務処理は、学生課において行う。

(規程の改廃)

第 6 条 本規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。

附 則

2008年	6月18日	施行
2010年	6月23日	一部改正
2015年	4月 1日	一部改正
2016年	4月 1日	一部改正